

# 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(令和4年2月22日条例第1号)

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年2月19日条例第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

2 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(給与及び費用弁償の支給)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、千歳市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年12月2日条例第42号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。